

東京音楽大学では下記の要領で「非常勤講師（英語）」を募集します。

記

1. 職 名 非常勤講師
2. 募集人員 1 名
3. 勤 務 地 池袋キャンパス（東京都豊島区南池袋 3-4-5）
中目黒キャンパス（東京都目黒区上目黒 1-9-1）
4. 採用予定年月日 2027 年 4 月 1 日（1 年ごとの更新）
5. 担当分野 英語
6. 担当授業科目 ①学部共通「英語コミュニケーション 1・2」（池袋キャンパス）
週 2 コマ（水曜日、1 限：9 時 00 分～10 時 30 分及び 2 限：10 時 40 分～12 時 10 分）
1 コマあたり春学期 15 回、秋学期 15 回、年間 30 回
※本学の統一プログラム、統一教科書による英会話を中心とした授業
②ミュージック・リベラルアーツ専攻「アカデミック・リーディング 1・2」（中目黒キャンパス）
週 1 コマ（勤務日応相談）
1 コマあたり春学期 15 回、秋学期 15 回、年間 30 回
※英語による授業、教材は担当講師が選定

※上記以外にも授業担当を依頼する可能性がある。また、高校教員免許状を所持している場合、本学付属高校（東京都豊島区南池袋 3-4-5）での授業担当を併せて依頼する場合がある。
7. 応募資格 修士以上の学位を有し、高い英語能力を有する者で、音楽大学における英語教育及び専門教育に必要な能力と熱意を有する者。基本的な日本語能力を有すること。高校教員免許状（英語）をお持ちであれば尚可（必須ではありません）。
8. 待 遇 本学規定による。詳細は、東京音楽大学人事課に問合せること。
9. 応募期限 2026 年 11 月 20 日(金)必着
10. 選考方法 第一次選考：書類選考（選考結果は合格者にのみ 12 月上旬頃にメールで通知する）
第二次選考：面接（書類選考合格者に対し、12 月上旬～中旬頃に面接を行う。
その場合の旅費は自己負担とする）

8. 提出書類

(1) 履歴書（書式自由）

※写真貼付、住所、電話番号、Emailアドレスを明記すること。

※処分歴・既往歴の有無：「有」の場合はその内容。

※学歴の項について、取得学位を明記のこと。

(2) 教育研究業績書（書式自由）

(3) 英文エッセイ

「音楽を専攻する学生に必要な英語教育とはどのようなものであると考えるか、その点において応募者はどのような貢献ができると考えるか」を A4 1～2 枚の英文でまとめること。

(4) 誓約書（別紙②） ※高校教員免許状をお持ちの方のみ

※応募書類は返却しません。選考の結果、採用された方の個人情報は雇用管理のために利用し、その他採用にいたらなかった方の個人情報は、選考終了後、本学が責任をもって廃棄します。

9. 書類提出先

〒153-8622

東京都目黒区上目黒 1-9-1 東京音楽大学人事課 TEL 03-6455-2742

（応募書類は簡易書留またはレターパックプラスとし、封書の表に「非常勤講師（英語）応募書類」と朱書のこと。持参による提出は不可とする。）

10. 問合せ先

東京音楽大学人事課

Email: jinjika@tokyo-ondai.ac.jp

（問合せはメールにてお願いします。）

11. 特記事項

高校教員免許状をお持ちの方については、付属高校での授業担当を依頼する場合があるため、以下ご確認ください。

- ・付属高校業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①参照条文をご参照ください。

別紙①（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

別紙②

学校法人 東京音楽大学
理事長 丸山 恵一郎 殿

誓約書

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、別紙①記載の、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
※ また、東京都青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。
2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

採用応募者
氏 名：